

Business News

第183号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成27年度税制改正の3回めとして、所得税・贈与税のポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

平成27年度税制改正 所得税・贈与税

所得税に関する改正には、住宅ローン減税の延長、保有有価証券等の含み益に対する出国時課税などがあります。また、贈与税に関する改正には住宅取得資金の贈与の拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置などがあります。

1. 海外移住に係る保有有価証券等の含み益への出国時の課税

出国時点で1億円以上の有価証券等の金融資産を持つ富裕層を対象に、一定の場合、**出国時の有価証券等の時価からその取得費用を差し引いた含み益に対し所得税等が課税されます**。平成27年7月以後の出国が対象となります。

原則として、出国前に確定申告をする必要があります。

2. 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されました（下表の年月は、住宅取得等に係る契約締結年月）。

	消費税率10%の適用		消費税率8%の適用または 個人間売買による中古住宅取得	
	高品質住宅	一般住宅	高品質住宅	一般住宅
平成26年（改正前）			1000万円	500万円
平成27年	—	—	1500万円	1000万円
平成28年 1月～28年9月	—	—	1200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3000万円	2500万円	1200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1500万円	1000万円	1000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1200万円	700万円	800万円	300万円

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成27年4月から、直系尊属（贈与者）が、20歳以上50歳未満の子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、**結婚・出産または育児のための資金を拠出する場合、1千万円（結婚費用は300万円）を限度として贈与税が非課税となります**。例えば、**結婚式の費用・新居の家賃（新居の家具や家電、ベビー用品は対象外）・出産費用・不妊治療費用・子供の医療費・ベビーシッター費用・保育費用**などが対象となります。

貯金がたくさんある高齢者の方から子や孫にお金を渡して使ってもらおうという意図から、結婚・子育て資金の贈与について1千万円までの非課税制度が創設されました。とはいえ、非課税の対象となるものとならないものの境目が難しいので、注意が必要です。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

（小嶋税務会計事務所）